

カードローン規定 新旧対照表

旧	新
<p>第 10 条 （約定返済ならびに利息支払方法等）</p> <p>2. お客さまは、以下に定める残高スライド元利定額返済方式（A）、残高スライド元利定額返済方式（B）のいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。なお、2014 年 3 月 6 日以前に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式（B）、2014 年 3 月 7 日以降に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式（A）が適用されるものとします。</p>	<p>第 10 条 （約定返済ならびに利息支払方法等）</p> <p>2. お客さまは、以下に定める標準コース（A）、標準コース（B）あるいは、ゆとりコースのいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。なお、2014 年 3 月 6 日以前に本契約を締結したお客さまには標準コース（B）、2014 年 3 月 7 日から 2021 年 12 月 16 日までに本契約を締結したお客さまには標準コース（A）、2021 年 12 月 17 日以降に本契約を締結されたお客さまにはゆとりコースが適用されるものとします。</p> <p>標準コース（A）、標準コース（B）、ゆとりコースは残高スライド元利定額返済方式とします。</p>
<p>第 10 条 （約定返済ならびに利息支払方法等）</p> <p>残高スライド元利定額返済方式（A）</p> <p>約定返済日前日の貸越金残高が 10 万円以下の場合には 3 千円、貸越金残高が 10 万円を超え 30 万円以下の場合には 6 千円、貸越金残高が 30 万円を超え 50 万円以下の場合には 1 万円、貸越金残高が 50 万円を超え 80 万円以下の場合には 1 万 5 千円、貸越金残高が 80 万円を超え 100 万円以下の場合には 2 万円、貸越金残高が 100 万円を超え 150 万円以下の場合には 2 万 5 千円、貸越金残高が 150 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万円、貸越金残高が 200 万円を超え 250 万円以下の場合</p>	<p>第 10 条 （約定返済ならびに利息支払方法等）</p> <p>標準コース（A）</p> <p>約定返済日前日の貸越金残高が 10 万円以下の場合には 3 千円、貸越金残高が 10 万円を超え 30 万円以下の場合には 6 千円、貸越金残高が 30 万円を超え 50 万円以下の場合には 1 万円、貸越金残高が 50 万円を超え 80 万円以下の場合には 1 万 5 千円、貸越金残高が 80 万円を超え 100 万円以下の場合には 2 万円、貸越金残高が 100 万円を超え 150 万円以下の場合には 2 万 5 千円、貸越金残高が 150 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万円、貸越金残高が 200 万円を超え 250 万円以下の場合に</p>

には3万5千円、貸越金残高が250万円を超え300万円以下の場合には4万円、貸越金残高が300万円を超え400万円以下の場合には4万5千円、貸越金残高が400万円を超え500万円以下の場合には5万円、貸越金残高が500万円を超え600万円以下の場合には5万5千円、貸越金残高が600万円を超え700万円以下の場合には6万円、貸越金残高が700万円を超え800万円以下の場合には7万円、貸越金残高が800万円を超え900万円以下の場合には7万5千円、貸越金残高が900万円を超え1,000万円以下の場合には8万円を返済するものとします。

ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。

残高スライド元利定額返済方式（B）

約定返済日前日の貸越金残高が50万円以下の場合には1万円、貸越金残高が50万円を超え100万円以下の場合には2万円、貸越金残高が100万円を超え200万円以下の場合には3万円、貸越金残高が200万円を超え300万円以下の場合には5万円、貸越金残高が300万円を超え400万円以下の場合には6万円、貸越金残高が400万円を超え500万円以下の場合には7万円、貸越金残高が500万円を超え600万円以下の場合には8万円、貸越金残高が600万円を超え700万円以下の場合には9万円、貸越金残高が700万円を超え800万円以下の場合には10万円、貸越金残高が800万円を超え900万円以下の場合には11万円、貸越金残高が900万円を超え1,000万円以下の場合には12万円を元利金として返済するものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当

は3万5千円、貸越金残高が250万円を超え300万円以下の場合には4万円、貸越金残高が300万円を超え400万円以下の場合には4万5千円、貸越金残高が400万円を超え500万円以下の場合には5万円、貸越金残高が500万円を超え600万円以下の場合には5万5千円、貸越金残高が600万円を超え700万円以下の場合には6万円、貸越金残高が700万円を超え800万円以下の場合には7万円、貸越金残高が800万円を超え900万円以下の場合には7万5千円、貸越金残高が900万円を超え1,000万円以下の場合には8万円を返済するものとします。

ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。

標準コース（B）

約定返済日前日の貸越金残高が50万円以下の場合には1万円、貸越金残高が50万円を超え100万円以下の場合には2万円、貸越金残高が100万円を超え200万円以下の場合には3万円、貸越金残高が200万円を超え300万円以下の場合には5万円、貸越金残高が300万円を超え400万円以下の場合には6万円、貸越金残高が400万円を超え500万円以下の場合には7万円、貸越金残高が500万円を超え600万円以下の場合には8万円、貸越金残高が600万円を超え700万円以下の場合には9万円、貸越金残高が700万円を超え800万円以下の場合には10万円、貸越金残高が800万円を超え900万円以下の場合には11万円、貸越金残高が900万円を超え1,000万円以下の場合には12万円を元利金

<p>し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p>	<p>として返済するものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p>
<p>ゆとりコース新設に関する規約を追加</p>	<p>・ゆとりコース</p> <p>約定返済日前日の貸越金残高が 3 万円以下の場合には 1 千円、貸越金残高が 3 万円を超え 10 万円以下の場合には 2 千円、貸越金残高が 10 万円を超え 20 万円以下の場合には 3.5 千円、貸越金残高が 20 万円を超え 30 万円以下の場合には 5 千円、貸越金残高が 30 万円を超え 40 万円以下の場合には 6.5 千円、貸越金残高が 40 万円を超え 50 万円以下の場合には 8 千円、貸越金残高が 50 万円を超え 60 万円以下の場合には 9.5 千円、貸越金残高が 60 万円を超え 70 万円以下の場合には 1 万 1 千円、貸越金残高が 70 万円を超え 80 万円以下の場合には 1 万 2.5 千円、貸越金残高が 80 万円を超え 90 万円以下の場合には 1 万 4 千円、貸越金残高が 90 万円を超え 100 万円以下の場合には 1 万 5.5 千円、貸越金残高が 100 万円を超え 110 万円以下の場合には 1 万 7 千円、貸越金残高が 110 万円を超え 120 万円以下の場合には 1 万 8.5 千円、貸越金残高が 120 万円を超え 130 万円以下の場合には 2 万円、貸越金残高が 130 万円を超え 140 万円以下の場合には 2 万 1.5 千円、貸越金残高が 140 万円を超え 150 万円以下の場合には 2 万 3 千円、貸越金残高が 150 万円を超え 160 万円以下の場合には 2 万 4.5 千円、貸越金残高が 160 万円を超え 170 万円以下の場合には 2 万 6 千円、貸越金残高が 170 万円を超え 180</p>

	<p>万円以下の場合には 2 万 7.5 千円、貸越金残高が 180 万円を超え 190 万円以下の場合には 2 万 9 千円、貸越金残高が 190 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万 0.5 千円、貸越金残高が 200 万円を超え 210 万円以下の場合には 3 万 2 千円、貸越金残高が 210 万円を超え 220 万円以下の場合には 3 万 3.5 千円、貸越金残高が 220 万円を超え 230 万円以下の場合には 3 万 5 千円、貸越金残高が 230 万円を超え 240 万円以下の場合には 3 万 6.5 千円、貸越金残高が 240 万円を超え 250 万円以下の場合には 3 万 8 千円、貸越金残高が 250 万円を超え 260 万円以下の場合には 3 万 9.5 千円、貸越金残高が 260 万円を超え 270 万円以下の場合には 4 万 1 千円、貸越金残高が 270 万円を超え 280 万円以下の場合には 4 万 2.5 千円、貸越金残高が 280 万円を超え 290 万円以下の場合には 4 万 4 千円、貸越金残高が 290 万円を超え 300 万円以下の場合には 4 万 5.5 千円、貸越金残高が 300 万円を超え 310 万円以下の場合には 4 万 7 千円、貸越金残高が 310 万円を超え 320 万円以下の場合には 4 万 8.5 千円、貸越金残高が 320 万円を超え 330 万円以下の場合には 5 万円、貸越金残高が 330 万円を超え 340 万円以下の場合には 5 万 1.5 千円、貸越金残高が 340 万円を超え 350 万円以下の場合には 5 万 3 千円、貸越金残高が 350 万円を超え 360 万円以下の場合には 5 万 4.5 千円、貸越金残高が 360 万円を超え 370 万円以下の場合には 5 万 6 千円、貸越金残高が 370 万円を超え 380 万円以下の場合には 5 万 7.5 千円、貸越金残高が 380 万円を超え 390 万円以下の場合には 5 万 9 千円、貸越金残高が 390 万円を超え 400 万円以下の場合には 6 万 0.5 千円、貸越金残高が 400 万円を超え 410 万円以下の場合には 6 万 2 千円、貸</p>
--	---

	<p>越金残高が 410 万円を超え 420 万円以下の場合には 6 万 3.5 千円、貸越金残高が 420 万円を超え 430 万円以下の場合には 6 万 5 千円、貸越金残高が 430 万円を超え 440 万円以下の場合には 6 万 6.5 千円、貸越金残高が 440 万円を超え 450 万円以下の場合には 6 万 8 千円、貸越金残高が 450 万円を超え 460 万円以下の場合には 6 万 9.5 千円、貸越金残高が 460 万円を超え 470 万円以下の場合には 7 万 1 千円、貸越金残高が 470 万円を超え 480 万円以下の場合には 7 万 2.5 千円、貸越金残高が 480 万円を超え 490 万円以下の場合には 7 万 4 千円、貸越金残高が 490 万円を超え 500 万円以下の場合には 7 万 5.5 千円、貸越金残高が 500 万円を超え 510 万円以下の場合には 7 万 7 千円、貸越金残高が 510 万円を超え 520 万円以下の場合には 7 万 8.5 千円、貸越金残高が 520 万円を超え 530 万円以下の場合には 8 万円、貸越金残高が 530 万円を超え 540 万円以下の場合には 8 万 1.5 千円、貸越金残高が 540 万円を超え 550 万円以下の場合には 8 万 3 千円、貸越金残高が 550 万円を超え 560 万円以下の場合には 8 万 4.5 千円、貸越金残高が 560 万円を超え 570 万円以下の場合には 8 万 6 千円、貸越金残高が 570 万円を超え 580 万円以下の場合には 8 万 7.5 千円、貸越金残高が 580 万円を超え 590 万円以下の場合には 8 万 9 千円、貸越金残高が 590 万円を超え 600 万円以下の場合には 9 万 0.5 千円、貸越金残高が 600 万円を超え 610 万円以下の場合には 9 万 2 千円、貸越金残高が 610 万円を超え 620 万円以下の場合には 9 万 3.5 千円、貸越金残高が 620 万円を超え 630 万円以下の場合には 9 万 5 千円、貸越金残高が 630 万円を超え 640 万円以下の場合には 9 万 6.5 千円、貸越金残高が 640 万円を超え 650</p>
--	--

	<p>万円以下の場合には 9 万 8 千円、貸越金残高が 650 万円を超え 660 万円以下の場合には 9 万 9.5 千円、貸越金残高が 660 万円を超え 670 万円以下の場合には 10 万 1 千円、貸越金残高が 670 万円を超え 680 万円以下の場合には 10 万 2.5 千円、貸越金残高が 680 万円を超え 690 万円以下の場合には 10 万 4 千円、貸越金残高が 690 万円を超え 700 万円以下の場合には 10 万 5.5 千円、貸越金残高が 700 万円を超え 710 万円以下の場合には 10 万 7 千円、貸越金残高が 710 万円を超え 720 万円以下の場合には 10 万 8.5 千円、貸越金残高が 720 万円を超え 730 万円以下の場合には 11 万円、貸越金残高が 730 万円を超え 740 万円以下の場合には 11 万 1.5 千円、貸越金残高が 740 万円を超え 750 万円以下の場合には 11 万 3 千円、貸越金残高が 750 万円を超え 760 万円以下の場合には 11 万 4.5 千円、貸越金残高が 760 万円を超え 770 万円以下の場合には 11 万 6 千円、貸越金残高が 770 万円を超え 780 万円以下の場合には 11 万 7.5 千円、貸越金残高が 780 万円を超え 790 万円以下の場合には 11 万 9 千円、貸越金残高が 790 万円を超え 800 万円以下の場合には 12 万 0.5 千円、貸越金残高が 800 万円を超え 810 万円以下の場合には 12 万 2 千円、貸越金残高が 810 万円を超え 820 万円以下の場合には 12 万 3.5 千円、貸越金残高が 820 万円を超え 830 万円以下の場合には 12 万 5 千円、貸越金残高が 830 万円を超え 840 万円以下の場合には 12 万 6.5 千円、貸越金残高が 840 万円を超え 850 万円以下の場合には 12 万 8 千円、貸越金残高が 850 万円を超え 860 万円以下の場合には 12 万 9.5 千円、貸越金残高が 860 万円を超え 870 万円以下の場合には 13 万 1 千円、貸越金残高が 870 万円を超え 880 万円以下の場合には 13 万</p>
--	--

	<p>2.5 千円、貸越金残高が 880 万円を超え 890 万円以下の場合には 13 万 4 千円、貸越金残高が 890 万円を超え 900 万円以下の場合には 13 万 5.5 千円、貸越金残高が 900 万円を超え 910 万円以下の場合には 13 万 7 千円、貸越金残高が 910 万円を超え 920 万円以下の場合には 13 万 8.5 千円、貸越金残高が 920 万円を超え 930 万円以下の場合には 14 万円、貸越金残高が 930 万円を超え 940 万円以下の場合には 14 万 1.5 千円、貸越金残高が 940 万円を超え 950 万円以下の場合には 14 万 3 千円、貸越金残高が 950 万円を超え 960 万円以下の場合には 14 万 4.5 千円、貸越金残高が 960 万円を超え 970 万円以下の場合には 14 万 6 千円、貸越金残高が 970 万円を超え 980 万円以下の場合には 14 万 7.5 千円、貸越金残高が 980 万円を超え 990 万円以下の場合には 14 万 9 千円、貸越金残高が 990 万円を超え 1000 万円以下の場合には 15 万 0.5 千円を返済するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p>
<p>4.お客さまが、当社所定の方法により、第 1 項に定める約定返済日または第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後の返済につき、変更後の約定返済日または返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、約定返済日または返済方式の変更を申し込むことはできません。</p>	<p>4. お客さまが、当社所定の方法により、第 1 項に定める約定返済日または第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後の返済につき、変更後の約定返済日または返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されている場合や当社が変更することを相当と認めない場合など、総合的判断により約定返済日または返済方式の変更を申し込めない場合がございます。</p>

(旧) おまとめローン規定 新旧対照表

<p>第 10 条（約定返済ならびに利息支払方法等）</p> <p>2. お客さまは、以下に定める残高スライド元利定額返済方式（A）、残高スライド元利定額返済方式（B）のいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>なお、2014 年 3 月 6 日以前に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式（B）、2014 年 3 月 7 日以降に本契約を締結したお客さまには残高スライド元利定額返済方式（A）が適用されるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 残高スライド元利定額返済方式（A） <p>約定返済日前日の貸越金残高が 10 万円以下の場合には 3 千円、貸越金残高が 10 万円を超え 30 万円以下の場合には 6 千円、貸越金残高が 30 万円を超え 50 万円以下の場合には 1 万円、貸越金残高が 50 万円を超え 80 万円以下の場合には 1 万 5 千円、貸越金残高が 80 万円を超え 100 万円以下の場合には 2 万円、貸越金残高が 100 万円を超え 150 万円以下の場合には 2 万 5 千円、貸越金残高が 150 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万円を元利金として返済するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 残高スライド元利定額返済方式（B） <p>前日の貸越残高が 50 万円以下の場合には 1 万円、貸越残高が 50 万円を</p>	<p>第 10 条（約定返済ならびに利息支払方法等）</p> <p>2. お客さまは、以下に定める標準コース（A）、標準コース（B）のいずれかの返済方式により返済を行うものとし、この返済金額はまず前項の利息支払に充当し、残額を元本弁済に充当するものとします。</p> <p>なお、2014 年 3 月 6 日以前に本契約を締結したお客さまには標準コース（B）、2014 年 3 月 7 日以降に本契約を締結したお客さまには標準コース（A）が適用されるものとします。</p> <p>標準コース（A）、標準コース（B）は残高スライド元利定額返済方式とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準コース（A） <p>約定返済日前日の貸越金残高が 10 万円以下の場合には 3 千円、貸越金残高が 10 万円を超え 30 万円以下の場合には 6 千円、貸越金残高が 30 万円を超え 50 万円以下の場合には 1 万円、貸越金残高が 50 万円を超え 80 万円以下の場合には 1 万 5 千円、貸越金残高が 80 万円を超え 100 万円以下の場合には 2 万円、貸越金残高が 100 万円を超え 150 万円以下の場合には 2 万 5 千円、貸越金残高が 150 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万円を元利金として返済するものとします。</p> <p>ただし、約定返済日前日の貸越残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準コース（B）
---	---

<p>超え 100 万円以下の場合には 2 万円、貸越残高が 100 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万円を返済するものとします。ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、返済方式の変更を申し込むことはできません。</p>	<p>前日の貸越残高が 50 万円以下の場合には 1 万円、貸越残高が 50 万円を超え 100 万円以下の場合には 2 万円、貸越残高が 100 万円を超え 200 万円以下の場合には 3 万円を返済するものとします。ただし、約定返済日前日の貸越金残高と前項の利息の合計額がこれらの返済金額に満たない場合には、残元利金の合計額を返済金額とし、前項の利息がこれらの返済額を超える場合には、前項の利息を返済額とします。</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されている場合や当社が変更することを相当と認めない場合など、総合的判断により約定返済日または返済方式の変更を申し込めない場合がございます。</p>
---	---

(旧) クレジットライン規定 (2005 年 9 月 1 日以降に契約された方)

<p>第 9 条 約定返済ならびに利息支払方法等</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、返済方式の変更を申し込むことはできません。</p>	<p>第 9 条 約定返済ならびに利息支払方法等</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第 2 項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されている場合や当社が変更することを相当と認めない場合など、総合的判断により約定返済日または返済方式の変更を申し込めない場合がございます。</p>
--	---

(旧) クレジットライン規定 (2005年8月31日までに契約された方)

<p>第9条 約定返済ならびに利息支払方法等</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第2項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、返済方式の変更を申し込むことはできません。</p>	<p>第9条 約定返済ならびに利息支払方法等</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第2項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されている場合や当社が変更することを相当と認めない場合など、総合的判断により約定返済日または返済方式の変更を申し込めない場合がございます。</p>
--	---

(旧) カードローン規定 新旧対照表

<p>第9条 約定返済ならびに利息支払方法等</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第2項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されているお客さまは、返済方式の変更を申し込むことはできません。</p>	<p>第9条 約定返済ならびに利息支払方法等</p> <p>4. お客さまが、当社所定の方法により第2項に定める返済方式の変更を申し込み、当社が当該申込を承諾した場合、当該承諾日以後最初に到来する返済日以降の返済につき、変更後の返済方式が適用されるものとします。ただし、返済を延滞されている場合や当社が変更することを相当と認めない場合など、総合的判断により約定返済日または返済方式の変更を申し込めない場合がございます。</p>
--	---